

伝統的工芸品購入層拡大重点事業 業務委託仕様書

1 委託業務の名称

伝統的工芸品購入層拡大重点事業

2 委託業務の概要・目的

本事業では滋賀県の伝統的工芸品等の手仕事の技術の高さ・実用性・美といった従来からの価値を広く全国に伝えるとともに、新たなファンの獲得ならびに、継続的な新たな販路構築のため、リアルとインターネット通信販売（以下EC）を融合させた展示販売会を実施する。そしてこの取組による展示・販売含めたテストマーケティング・リサーチを実施することで、新たなファン獲得による将来顧客資産の形成、新規販路構築を目指す。

3 委託業務の履行期間

令和8年（2026年）4月1日（水）から令和9年（2027年）3月31日（水）までとする。

4 業務内容

(1) 伝統的工芸品および地場産業に関する展示販売会の実施

地場産業・伝統的工芸品製造事業者による製作実演・体験を含む展示販売会の企画、実施

出展事業者：伝統的工芸品事業者および地場産業組合、地場産業組合に属する事業者
（別表1および別表2参照）

ア 企画・運営

(ア) 東京都内（1か所以上）、大阪府または京都府（1か所以上）、中部地方（1か所以上）、その他の道県を含む全国5か所程度以上で開催すること。

(イ) 開催場所の面積は50㎡以上を目安とする。また、開催場所の選定として、以下の要件のうち最低1つ以上を含み、全開催場所で全ての要件項目を満たす構成とすること。開催場所は商業施設だけでなく駅や空港等の施設も可とする。

a 伝統的工芸品に興味・関心のある客層が訪れるエリア

b 高級層が訪れるエリア

c インバウンド層が訪れるエリア

d 売上が大きく見込めるエリア

(ウ) 各場所での開催は土日を含む4～10日程度（同都道府県で複数回開催する場合は合計の日数も可とする）で、全開催場所を合計した日数は25日以上を目安とすること。

(エ) 提案時に各開催場所の売上見込みを記載すること。

(オ) 開催場所には滋賀県事業が紹介できる場所を設けること。

- (カ)全開催場所にて展示（パネル展示等を含む）を行い別表１ および別表２の全事業者を紹介すること。
- (キ)展示販売会の開催中および開催後も伝統的工芸品および地場産業の商品の購入が可能なＥＣサイトを設けること。また、ＥＣサイトは海外からの購入も可能な仕組みとすること。

イ 出展者の募集、出展内容の調整等

- (ア)出展者は滋賀県の経済産業大臣指定伝統的工芸品・知事指定滋賀県伝統的工芸品（別表１）と地場産業（別表２）の事業者とする。
- (イ)出展事業者募集にあたっては県と協議の上、募集要項等の資料を作成すること。また県内の事業者に分かりやすく事業内容を伝えるため、募集サイトの作成や事業説明会の開催などについて県と協議の上、実施すること。
- (ウ)販売は、１日あたり５～１０事業者程度、製作実演・製作体験については、土日祝日に実施し１日あたり２事業者程度を想定すること。
- (エ)事業者の状況に応じて、商品等の搬入出は代行できる体制を整えること。
- (オ)商品の運搬に係る費用は原則受託者が負担すること。なお運搬方法については、出展事業者および県と協議すること。
- (カ)実演および体験実施事業者には１日あたり１万円の謝金と開催場所までの交通費・宿泊費相当を支払うこと。

ウ 会場設営

- (ア)滋賀の伝統的工芸品や地場産業に対する来場者の関心や印象を高め、わかりやすいイベントとして好感度の高いブースデザインや展示方法や会場レイアウトの設計を提案すること。
- (イ)イベントに必要な什器、備品等については、受託者が準備すること。（装飾・照明等工事、機材、音響・映像システム等手配および操作（オペレーター含む）、展示品の紹介パネルや展示ケース等の制作、展示作品のキャプション作成、備品等の調達および展示品等の搬入・搬出作業や看板等のデザイン・制作、設営および撤去を含む）
- (ウ)その他、会場の運営事務局との連絡調整等、会場設営に必要となる一切の業務を行うこと。
- (エ)最終的な会場レイアウトについては、県および出展者に確認の上調整を行うこと。

エ 実施運営

- (ア)展示販売会の開催中、会場内に管理責任者を常駐させること。
- (イ)上記業務内容および、展示内容や商品に関する説明を遂行できるよう必要な会場スタッフの人数、役割、配置について提案すること。

- (ウ)原則集中レジを設け、入金、簡易包装、キャッシュレス決済等対応可能な体制を整えること。
- (エ)業務マニュアル（トラブル対応等を含む）を作成し、会場スタッフに順守させること。
- (オ)販売に伴う手数料等の売上歩合は出展者負担とすることも可能とするが、その際は企画提案時に明示すること。
- (カ)売上歩合の出展者からの徴収や売上の仕分け・送金、会場備品賃借料の支払いに関する一切の業務を行うこと。

オ 集客方法

- (ア)展示販売会の事前周知にあたり、リーフレットおよびポスターの作成や、SNS・ウェブ媒体等を用いた幅広い手段を活用し、広く展示販売会の周知を図ることができる効果的な集客方法を提案すること。また、リーフレットなどを作成する際は原則出展する事業者の紹介も入れること。
- (イ)ECサイトの特集ページに効果的にアクセスできるよう、SNSやメールマガジン等オンラインでの情報発信を適宜行うこと。

(2) ここ滋賀出展事業者への奨励金

地場産業および伝統的工芸品事業者（最大 10 事業者）がここ滋賀（滋賀県情報発信拠点、東京都中央区日本橋 2-7-1）へ出展する際に係る経費の奨励金として、200万円程度の費用を見積に計上すること。なお、内容や会場賃借料を含む経費等については、受託者の選定後県と協議すること。

(3) ECサイト

- ア ECサイトへの掲載を希望する伝統的工芸品と地場産業の事業者が、伝統的工芸品や地域産品に興味・関心の高い消費者に向けて直接販売できる、ECサイトを設けること。受託者の所有するECサイト等を活用することも可とする。
- イ 事業者ごとに販売ページを設け、事業者が準備する際の支援を行うこと。
- ウ 販売ページは事業者にとって直接出品や販売、受注対応が可能な簡便なものとし、ECサイト維持のための固定費や集客のための広告宣伝費等の負担が極力発生しないようにすること。
- エ 参加事業者ごとの販売ページをまとめて紹介する、特集ページを作成すること。

(4) 効果検証

- ア 展示販売会およびECサイトの実施期間中、来場者や購入者、出展事業者に対してアンケート調査を実施すること。
- イ アンケート調査の内容については、検証に必要な事項や効果的な回答の収集方法を

検討し、県と協議の上決定すること。

ウ 来場者や購入者へのアンケート調査の回答件数は全開催場所あわせて 5,000 件程度を目指すこと。

エ 実施したアンケート調査について、集計、分析を行い県に報告すること。

オ 県に報告したアンケート調査およびデータ分析の結果にかかる著作権は、委託料が支払われた時点で滋賀県に譲渡されるものとする。

(5) 損害保険、損害賠償について

ア 開催期間中に発生した対人事故、対物事故についての保障を行う保険に加入することとし、その保険料は委託料に含まれる。

イ 受託者が、故意または過失により会場、備品等を損傷し、または滅失したときは、受託者の負担により原状回復すること。

ウ 受託者は、委託業務の履行にあたり、受託者の行為が原因で第三者に損害が生じた場合には、その損害の責めを負うものとする。

(6) 独自提案

展示販売会の実施にあたり、滋賀県の伝統的工芸品や地場産業の認知度向上、県への誘客促進につながる提案をすること。特に実施場所、実施時期、展示販売会等の内容について、独自性があり、事業実施に効果的な提案を行うこと。

別表 1. 【伝統的工芸品製造業者リスト】

滋賀県の伝統的工芸品一覧表（経済産業大臣指定伝統的工芸品を含む）			
番号	工芸品名	製造業者名	製造地域
1	近江上布	滋賀県麻織物工業(協)	愛荘町
2	網織紬	奥田武雄	長浜市
		奥田重之	
3	秦荘紬	川口織物(有)	愛荘町
4	綴錦	織匠[宗八](株)清原織物	守山市・米原市
5	正藍染	植西恒夫	湖南市
6	手織真田紐	西村操	東近江市
7	草木染手組組紐	(有)藤三郎紐	大津市
8	近江刺繍	近江美術刺繍工芸社	愛荘町
9	彦根繻	(有)青木刺繍	彦根市
10	楽器糸	西山生糸組合	長浜市

	楽器系(続き)	木之本町邦楽器原系製造保存会	長浜市
		丸三八シモト(株)	
11	鼻緒	滋賀県花緒サンダル組合	長浜市
12	特殊生糸	西村英雄	長浜市
13	押絵細工	東川雅彦	近江八幡市
14	近江真綿	近江真綿振興会	米原市
15	輪奈ビロード	(株)タケツネ	長浜市
16	信楽焼	信楽陶器工業(協)	甲賀市
17	膳所焼	(有)膳所焼窯元 陽炎園	大津市
18	近江下田焼	近江下田焼陶房	湖南市
19	(再興)湖東焼	中川一志郎	彦根市
20	提灯	かさぜん中川澄美	長浜市
21	ろくろ工芸品	片山木工所	長浜市
22	木製桶樽	村田茂朋	竜王町
23	高島扇骨	滋賀県扇子工業(協)	高島市
24	上丹生木彫	上丹生木彫組合	米原市
25	八幡丸竹工芸品	(有)竹松商店	近江八幡市
26	木珠(高級木製数珠玉)	(株)カワサキ	近江八幡市
27	彦根仏壇	彦根仏壇事業(協)	彦根市
28	浜仏壇	浜仏壇工芸会	長浜市
29	鍔金具	辻清	長浜市
30	近江雁皮紙	(有)成子紙工房	大津市
31	雲平筆	筆師第 15 世 藤野雲平	高島市
32	和ろうそく	(有)大與	高島市
		北村雅明	長浜市
33	太鼓	正木専治郎	愛荘町
		二代目 杉本才次	
34	大津絵	高橋松山	大津市
35	長村梵鐘	(株)金壽堂	東近江市
36	小幡人形	細居源悟	東近江市
37	愛知川びん細工手まり	伝承工芸愛知川びん細工手まり保存会	愛荘町
38	いぶし鬼瓦	美濃邊鬼瓦工房	大津市

39	神輿	株さかい	野洲市
40	江州よしすだれ	株タイナカ	東近江市
		よし藤 田井中憲一	

表2【滋賀県の地場産業組合リスト】

浜縮緬工業協同組合	滋賀バルブ協同組合
彦根仏壇事業協同組合	ひこね繊維協同組合
湖東繊維工業協同組合	滋賀県麻織物工業協同組合
滋賀県製薬工業協同組合	信楽陶器工業協同組合・信楽陶器卸商業協同組合
高島織物工業協同組合	滋賀県扇子工業協同組合

5 成果物の提出

事業終了後、次の成果物を作成し、令和9年（2027年）3月31日（水）までに提出すること。

（1）事業報告書

本業務で実施した内容を取りまとめたもの。内容には、アンケート調査およびデータ分析の結果も含む。

（2）記録写真データ

開催期間中の会場風景や展示販売、製作実演および製作体験等について、記録写真の撮影を行い、業務別にデータで納品すること。

（3）回収したアンケート用紙またはデータ

6 その他事項

（1）受託者は、遵守すべき関係法令等を則り、適正に業務を遂行すること。

（2）受託者は、事業を実施するにあたり、必ず1名以上は連絡調整者を配置し、責任者は本業務を遂行するために必要とされる業務経験を有する業務責任者を専任できる者で業務全般の進行管理や調整機能を一元的に行うとともに、県と綿密に打ち合わせを行い、その指示に従うこと。業務責任者については、本業務終了まで主たる担当者として業務を行うことができる者に限る。その他、業務に必要な人員体制についても詳細を提案すること。

（3）本業務を再委託する場合、事前に再委託範囲および再委託先を委託者に提示し、協議、了承を得ることとする。なお、再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任においてこれを解決することとする。

（4）受託者は、本業務を実施するにあたり、その責において事故や運営上の問題等が生じた場合には、責任をもって対応し解決を図るとともに、その旨を速やかに県に連絡するものとする。

- (5) 本仕様書に明示のない事項または業務上生じた疑義については、県と受託者が誠意をもって協議し対応を図ることとする。
- (6) その他、本仕様書の記載のない事項については、提案の範囲とする。
- (7) 本事業は、国の交付金を活用した事業のため、会計検査院の实地検査の対象となることから、事業の完了日の属する年度の終了後 10 年間これを保存するものとする。

7 問い合わせ先

滋賀県大津市京町四丁目 1 番 1 号 東館 2 階

滋賀県商工観光労働部イノベーション推進課モノづくり・地場産業振興係

TEL:077-528-3791 / FAX:077-528-4876 / メールアドレス: fd00@pref.shiga.lg.jp